平成２１年（フ）第８１３号
仙台市宮城野区田子３丁目６番３号　佐藤コーポ206
債務者　津花　善伸
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２３号
仙台市宮城野区五輪１丁目３番37号
債務者　小島　一高
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
仙台市宮城野区白鳥１丁目35番１号　プロムナードⅢ102
債務者　門間　利恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目11番地の13　ニューセントラルハイツⅡ205
債務者　佐々木美江
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２８号
仙台市青葉区宮町４丁目７番38号　板垣アパート202
債務者　岩渕　アヤ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
宮城県栗原市築館木戸10番13号、前住所宮城県大崎市鳴子温泉字星沼78番地25
債務者　伊多波麻由美（旧姓四野見）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
宮城県加美郡加美町字赤塚190番地　並柳ホープ１－９号
債務者　武藤　美華
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
宮城県大崎市三本木新町１丁目４番12号　ハイツフラッパーズＢ　Ｂ―101号
債務者　三浦　良則
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
宮城県気仙沼市内の脇２丁目133番地
債務者　千葉　秋広
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第１４３号
福島県伊達市田町47番地
債務者　吉田　昭松
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４号
福島県二本松市永田字長坂国有林13林班口３小班あだたら高原富士急ホテル333号室内、住民票上の住所福島県本宮市松沢字下久保83番地５
債務者　渡邊　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９６号
福島市笹谷字谷地前20番地の29　ライムヒル102
債務者　本川　理香
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９８号
福島県伊達市箱崎字上川原61番地５
債務者　小野　智美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６号
福島県南相馬市原町区桜井町１丁目132番地
債務者　鈴木明日花
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第４０号
福島県相馬市沖ノ内３丁目２番地の16スリーエム５―203
債務者　佐野田和美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２６２号
水戸市平須町1241番地の１　Ｔ，Ｓビル201号
債務者　塚原　和久
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７１号
茨城県那珂市菅谷3176番地５
債務者　大部　朗子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　水戸地方裁判所